

# 柔道整復師養成施設自己点検票

令和2年5月25日 実施

養成施設名 日本総合医療専門学校

所 在 地 東京都荒川区東日暮里6-25-13

学科名及び課程名

柔道整復学科医療専門課程

修業年限及び定員

3年 180名

作成者:

役職名

事務長

氏 名

平賀 修司

## 調査事項

### 判定

### 関係法令等

### 備考

#### 1 学則に関する事項

(1) 学則に定めることが必要な次の事項が規定されているか  ① 養成施設の名称 ② 位置 ③ 教育課程(昼間又は夜間の別及び科目ごとの時間数)、1学年の定員、修業年限及び学級数 ④ 養成施設の休日及び年間必要授業日数 ⑤ 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員 ⑥ 入学資格、入学者の選考の方法、入学手續 ⑦ 進級、卒業、退学及び除籍の基準 ⑧ 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	要綱5
---	--	-----

#### 2 教員等に関する事項

(1) 養成施設の長は他に常勤の職を有していないか (専ら養成施設の管理の任に当たることができる者であるか)	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	指定規則第2条第1項第4号、要綱6(1)
(2) 指定規則別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適當な数の教員を有すること	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	指定規則第2条第1項第5号、要綱6(2)(3)(4)(5)
(3) 教員(専任及び兼任に限らず)は、指定規則別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であるか		指定規則第2条第1項第6号
<b>【基礎分野】</b>  指定規則別表第二基礎分野の項に規定する『教授するのに適當であると認められる者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者) 担当科目について、教育職員免許法第四条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	要綱6(2)  要綱6(2)ア 要綱6(2)イ
<b>【専門基礎分野】</b>  ① 医師 ② 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 ③ 柔道整復師の免許を取得してから3年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る) なお、担当する科目は、新指定規則(H12)による改正前の指定規則別表第一専門基礎科目の項に規定する「医学史」及び専門科目の項に規定する「関係法規」又は「柔道」のみ教授しているか ④ 指定規則別表第二専門基礎分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る) 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者) 改正指定規則(平成元年)による改正前指定規則別表第三「解剖学 生理学 卫生学(消毒法を含む) 診療概論 臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る)	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	要綱6(3)  要綱6(3)ア 要綱6(3)イ  要綱6(3)ウ
<b>【専門分野】</b>  ① 医師 ② 柔道整復師の免許を取得してから3年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者 ③ 指定規則別表第二専門分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者) 旧改正指定規則(平成元年)による改正前指定規則別表第三に規定する柔道整復師教員(旧改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る)	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	指定規則「別表第二」  指定規則「別表第二」  指定規則「別表第二」  要綱6(4)
(4) 教員のうち5人(1学年に30人を超える定員を有する養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに1を加えた数)以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第2号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であるか	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	指定規則第2条第1項第7号
(5) 専任教員のうち2人は、(柔道整復の教育に関し)5年以上の経験を有するか	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	要綱6(6)
(6) (5)の専任教員の5年以上の柔道整復に関する教員経験は常勤であるか	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	
(7) 柔道整復師である教員を2名以上専任とすること	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	要綱6(7)
(8) 教員1人の授業時間は1週あたり15時間を標準としているか	<input checked="" type="checkbox"/> 否□	要綱6(8)

# 柔道整復師養成施設自己点検票

令和2年5月25日 実施

養成施設名 日本総合医療専門学校

所在地 東京都荒川区東日暮里6-25-13

学科名及び課程名

柔道整復学科医療専門課程

修業年限及び定員

3年 180名

作成者:

役職名

事務長

氏名

平賀 修司

## 調査事項

### 判定

### 関係法令等

### 備考

- (9) 教員の出勤状況が確実に記録されているか  否 要綱6(9)
- (10) 専任教員の出勤状況は学校開講日の少なくとも8割以上は勤務している常勤であるか  否
- (11) 無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等により、教員が担当科目を教授する資格があることを確認しているか  
教員を変更する際は、教員資格を確実に確認しているか  否 要綱6(10)

## 3 生徒に関する事項

- (1) 入学資格の審査は確実に行われているか (卒業(見込)証明書の提出)  否 要綱7(2)
- (2) 1学級の定員は30名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか  否 指定規則第2条第1項第8号、要綱7(1)、H11.1.12医事第1号通知
- (3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc  否 要綱7(3)
- (4) 入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか  否 要綱7(4)
- (5) 転学は、指定施設の相当学年相互の間においてのみ行われているか  否 要綱7(5)
- (6) 出席状況が確実に把握されているか  否 要綱7(6)
- (7) 進級、卒業、成績等に関する記録が確実に保存されているか  否
- (8) 出席状況の不良な者について、進級又は卒業の措置は適切か  否 要綱7(6)
- 卒業の判定に当たり、財団法人柔道整復研修財団が実施する認定実技審査
- (9) 制度などにより実技能力の審査が適正に行われており、また、その審査結果が記録・保存されているか  否 要綱7(7)
- (10) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用  否 要綱7(8)

## 4 授業に関する事項

- (1) 授業は適切に行われているか (昼間の課程においては、授業は昼間にすること。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。)  否 要綱8(4)
- (2) 教育の内容は、指定規則別表第一及び要綱別添に定めるもの以上であること  否 指定規則第2条第1項第3号
- (3) 単位の計算方法は適切であるか  
(1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間、臨床実習は45時間)  否 要綱8(2)、(3)
- (4) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか(実際に行っている授業時間で算出)  否
- (5) 夜間授業は適切であるか(18時以降1日4時間以内)※黒板、机等の照度150ルックス以上  否 要綱8(5)
- (6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか  否 要綱8(6)
- (7) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか(振替授業等)  否 要綱8(7)
- (8) 同時に授業を行う学生の数は30人以下であるか  否
- (9) 夜間課程においては、授業を行うことができる時間数が限られるため、養成施設の申請等を行うに当たり、1単位当たりの時間数からみて、必要な単位数が確実に履修できる年間授業計画としているか  否 要綱8(8)

## 5 実習に関する事項

- (1) 附属の臨床実習施設が確保されているか(敷地内等に教育目的で設置した施設所で、教員が直接指導に当たり実習を行う施設)  否 要綱9(1)(2)
- (2) 養成施設以外での実習が行われていないか  否 要綱9(3)

## 6 校舎に関する事項

- (1) 適正な数の普通教室を有しているか (同時に授業を行う学級の数以上)  否 指定規則第2条第1項第9号
- (2) 図書室を有しているか  否 要綱10(2)
- (3) 基礎医学実習室及び実技実習室を有しているか  否 指定規則第2条第1項第10号
- (4) 各教室の面積は適正か (普通教室1.65m<sup>2</sup>/人、基礎医学実習室3.31m<sup>2</sup>/人、実技実習室6.3m<sup>2</sup>/1ベッド)  否 指定規則第2条第1項第11号
- (5) 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備並びに水道設備が整備されているか  否 指定規則第2条第1項第12号、要綱10(3)
- (6) 基礎医学実習室の机・椅子は適正に配置されているか  否 要綱10(4)

# 柔道整復師養成施設自己点検票

令和2年5月25日 実施

養成施設名 日本総合医療専門学校

所 在 地 東京都荒川区東日暮里6-25-13

学科名及び課程名

柔道整復学科医療専門課程

修業年限及び定員

3年 180名

作成者:

役職名

事務長

氏 名

平賀 修司

## 調査事項

### 判定

### 関係法令等

### 備考

(7) 校舎は確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸口 <input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱10(5)
(8) 校舎は他の目的に併用されていないか	併用 有口 無口	要綱10(6)
(9) 事務室、消毒・手洗設備その他必要な施設を有しているか (配置構造)	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	指定規則第2条第1項第13号
(10) 柔道場を有すること	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱10(1)

## 7 財政に関する事項

(1) 養成施設の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健全性)	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱11(1)
(2) 養成施設の経理は明確に区分されているか (養成施設以外と)	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱11(2)
(3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないか	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱11(3)
入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載		
(4) した経理計画書を新設又は改定しようとする日の3ヶ月前までに、神奈川県知事あて提出しているか ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書 イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書 ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱11(4)

## 8 事務に関する事項

(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されていること ① 学則 ■ 日課表 ■ 学校日誌 ■ ② 職員名簿 ■ 履歴書 ■ 出勤簿 ■ ③ 学籍簿 ■ 出席簿 ■ 健康診断に関する表簿 ■ ④ 入学者選考表簿 ■ 在校者成績考查表簿 ■ ⑤ 資産原簿 ■ 出納簿 ■ 予算決算に関する表簿 ■ ⑥ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 ■ ⑦ 往復文書処理簿 ■	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱12(1)~(7)
(2) 専任の事務職員は配置されているか	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	指定規則第2条第1項第15号

## 9 器械器具 (要綱別表)

別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	指定規則第2条第1項第14号、要綱10(7)
----	--	------------------------

## 10 模型及び標本 (要綱別表)

別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	指定規則第2条第1項第14号、要綱10(7)
----	--	------------------------

## 11 図書

(1) 教育上必要な専門図書 (1000冊以上)	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	指定規則第2条第1項第14号、要綱10(7)
(2) 学術雑誌 (10種類以上)	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	指定規則第2条第1項第14号、要綱10(7)

## 12 その他の備品

机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数) 実技実習室:ベッド及びその附属品(1組当たり/3名以下)	<input checked="" type="checkbox"/> 否口 <input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱別表
--	--	------

## 13 その他変更申請及び届出、報告に関する事項

(1) 変更承認申請は変更する日の6ヶ月前までに、東京都知事あて提出しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	要綱3(1)
(2) 変更届は変更した日から1ヶ月以内に、東京都知事あて届出をしているか	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	施行令第4条第2項
(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 否口	施行令第5条第1項